

居 宅 介 護 支 援 契 約 書

様（以下、「利用者」といいます）と医療法人全和会秩父中央在宅介護支援センター（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

（契約期間）

第2条 この契約の契約期間は平成 年 月 日から利用者の要介護認定（以下、「要介護認定等」といいます）の有効期間満了日までとします。

2 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

（介護支援専門員）

第3条 事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービスの担当者として任命し、その選定または交代を行った場合は、利用者にもその氏名を文書で通知します。

（居宅サービス計画作成の支援）

第4条 事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

利用者の居宅を訪問し、利用者および家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。

当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者およびその家族に提供し、利用者にもサービスの選択を求めます。

提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者およびその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。

その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

(経過観察・再評価)

第5条 事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

利用者およびその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。

居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。

利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス評価変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

(施設入所への支援)

第6条 事業者は、利用者が介護保険施設への入所または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

(居宅サービス計画の変更)

第7条 利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

(給付管理)

第8条 事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、埼玉県国民健康保険団体連合会に提出します。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第9条 事業者は、利用者が要介護認定等の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。

2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

(サービスの提供の記録)

第10条 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録をつけることとし、これをこの契約終了後2年間保管します。

2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。

3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受ける

ことができます。

- 4 第12条1項から第3項の規定により、利用者または事業者が解約を文書で通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は、直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

(料金)

第11条 事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規定は【契約書別紙】のとおりです。

(契約の終了)

第12条 利用者は、事業者に対して、文書で通知をすることにより、いつでもこの契約を解約することができます。

- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、契約終了日の1ヶ月前までに理由を示した文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。

- 3 事業者は、利用者またはその家族等が事業者や介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの不信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

利用者が介護保険施設に入所した場合

利用者の要介護認定区分が、自立と認定された場合

利用者が死亡した場合

(秘密保持)

第13条 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

- 2 事業者は、居宅サービス計画の作成(変更)時におけるサービス担当者会議等や医療機関との連絡調整、介護報酬請求審査及び支払いに関する問い合わせ等において利用者又はその家族等の個人情報を用いる場合は、予め文書で同意を得ます。

(賠償責任)

第14条 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

(身分証携行義務)

第15条 介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者や利用者の家族から掲示を求められた時は、いつでも身分証を掲示します。

(相談・苦情対応)

第16条 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

(善管注意義務)

第17条 事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

(信義誠実の原則)

第18条 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

(裁判管轄)

第19条 利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 平成 年 月 日

契約者氏名

事業者

<法人名> 医療法人全和会
<事業者名> 秩父中央在宅介護支援センター（埼玉県 1174900033 号）
<住所> 埼玉県秩父市寺尾 1404
<代表者名> 理事長 内田里華 印

利用者

<住所>
<氏名> 印

（代理人）

<住所>
<氏名> 印

【契約書別紙】

担当介護支援専門員

氏名 連絡先 24 5870

料金

- ・ 居宅介護支援利用料は介護サービスの提供開始以降1ヶ月あたり要介護1・2の方は ¥10,000.-、要介護3・4・5の方は ¥13,000.-、経過的要介護の方は ¥8,500.- です（当事業所の介護支援専門員1名当りの担当件数が40～59件の場合は上記の6割の金額、60件以上の場合は4割の金額となります）。ただし、法定代理受領により当事業所の居宅介護支援に対し介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はございません。
- ・ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は一旦1ヶ月あたりの上記の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日、市町村窓口に出しますと、差額の払戻しを受けることができます。

相談、要望、苦情等の窓口

居宅介護支援に関する相談、要望、苦情等は担当介護支援専門員か下記窓口までお申し出下さい。

サービス相談窓口

担当部署：秩父中央在宅介護支援センター

電話番号：0494 24 5870

（受付時間 月～金曜日 8：30～17：30）

事業者

<事業者名> 秩父中央在宅介護支援センター(埼玉県1174900033号)

<住所> 埼玉県秩父市寺尾1404

<管理者名> センター長 内海巨史 印

上記内容の説明を受け、了承しました。

平成 年 月 日

<利用者氏名> 印

(<代理人氏名> 印)

個人情報の取り扱いに関する同意書

利用者と事業者の間で締結された居宅介護支援についての契約書第 13 条第 2 項に基づき、居宅サービス計画の作成（変更）時におけるサービス担当者会議等や医療機関との連絡調整、介護報酬請求審査及び支払いに関する問い合わせ、その他居宅介護支援を行う上で必要があるときは、利用者又はその家族等の個人情報を居宅サービス事業者、介護保険施設等の職員、医療機関、市町村職員、介護報酬請求審査及び支払い機関等に提示することに同意します。

平成 年 月 日

事業者	事業所名	秩父中央在宅介護支援センター	
	所在地	埼玉県秩父市寺尾 1404	
	管理者	センター長 内海巨史	印
	担当者		印

利用者	住所		
	氏名		印
代理人	住所		
	氏名		印

上記同意を証するため本書を 2 部作成し、利用者、事業者が署名押印の上、双方 1 部ずつ保有するものとします。

居宅介護支援重要事項説明書

< 平成 18 年 4 月 1 日 現在 >

1 相談窓口

電話 **2 4 5 8 7 0** (午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分まで)

担当

ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

2 当事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	秩父中央在宅介護支援センター
所在地	埼玉県秩父市寺尾 1404
介護保険指定番号	居宅介護支援 (埼玉県 1174900033 号)
サービスを提供する地域	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町 (上記地域以外の方でご希望の方はご相談下さい)

(2) 当事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	介護支援専門員	1 名 (1)			1 名 (1)
介護支援専門員	介護支援専門員	2 名 (1)			2 名 (1)

() 内は男性再掲

(3) 営業時間

平日	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
土・日・祝祭日	休業
年末年始	12 月 30 日～1 月 3 日まで休業

緊急時の場合は、24 時間対応致します。

緊急連絡電話 0494 - 24 - 5551

3 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

< 主な流れ >

初回相談を実施する。

業務内容などを説明し、居宅介護支援契約を締結する。

居宅サービス計画作成依頼届出書を市町村の窓口へ提出する。

ご利用者様にアセスメント（生活課題の分析）を実施し、ご利用者様やご家族様の意見を踏まえて居宅サービス計画原案を作成する。

サービス担当者会議を開催し、居宅サービス計画原案を検討する。

ご利用者様やご家族様が居宅サービス計画案に同意を頂き、居宅サービス計画を確定する。

居宅サービス計画に基づいてサービスを提供する。

定期的・継続的にモニタリング（経過管理）を実施し、居宅サービス計画の継続・変更などについて検討する。

定期的あるいは必要に応じて、再アセスメントの実施、サービス担当者会議の開催、居宅サービス計画の変更などを行う。

< 業務内容 >

居宅サービス計画の作成・評価

サービス担当者会議の開催

サービスの調整

その他介護に関する相談

4 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

しかし、保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、市町村窓口へ提出しますと、全額払戻を受けられます。

要介護 1・2 1ヶ月 10,000円

要介護 3・4・5 1ヶ月 13,000円

経過的要介護 1ヶ月 8,500円

当事業所の介護支援専門員1人当りの担当件数が40～59件の場合は上記の6割の金額、60件以上の場合は4割の金額をいただきます。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいのご利用者様は無料です。

それ以外の地域にお住まいのご利用者様は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費を頂きます。なお、自動車を使用した場合の交通費は、以下の額を頂きます。

事業所から、片道おおむね21km未満 100円

事業所から、片道おおむね21km以上31km未満 500円

事業所から、片道おおむね31km以上 1,000円

交通費の支払いに関しては、事前に文書で説明し支払いに同意する旨の文書に署名(記入押印)をして頂いた上で、徴収させていただきます。

(3) 解約料

ご利用者様のご都合により解約した場合、下記の料金を頂きます。

契約後、居宅サービス計画の作成段階の途中で解約した場合	4(1)に規程した金額をいただきます
保険者(市町村)へ「給付管理票」を提出した後に解約した場合	料金は一切かかりません

(4) その他の料金

特別な場合を除き、上記以外の料金を頂く事はございません。

5 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

<基本理念>

要介護状態のご利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力にて応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮します。

ご利用者様の人権を尊重し、常にご利用者様の立場に立ち、ご利用者様自身の選択および心身の状況やおかれている環境等に応じて、保健・医療・福祉サービス等が提供されるよう配慮します。

居宅介護支援を実施する際は、ご利用者様に提供される保健・医療・福祉サービス等が不当に特定のサービス種類または特定の事業者に偏ることのないよう公正中立に行い、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう配慮します。

居宅介護支援にあたっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

< サービスの質の向上の方針 >

サービスの質の向上を図るために、研修会や当事業所独自の研修を行い、より質の高いサービスが提供できるよう研鑽に努めます。

< 事前説明 >

居宅介護支援を行う上で必要な説明を事前に行い、ご利用者様と事業者が相互に理解した上で業務を進めます。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

< ケアプラン作成手法 >

居宅サービス計画書 (1) ...介護の総合的な方針を作成

居宅サービス計画書 (2) ...解決すべき課題を上げ、長期・短期目標を作り、サービスの内容・頻度を設定する。

週間サービス計画書 ...サービスを週間スケジュールにあてはめる。

サービス担当者会議 ...必要とされるサービス事業者との話し合いを設けて、連絡・調整を行う。

< 課題分析手法 > TAI 判定

利用者の機能、健康、社会支援、サービス利用の各段面を包括的に把握するように工夫されています。

課題分析項目の大部分は特定の問題や機能低下の危険性をさらに詳細に検討し、利用者本人の持っている問題や潜在能力を把握できます。

利用者を総合的に把握、評価してケアプラン作成に反映させることができます。

(4) サービス利用のために

事項	有無	備考
介護支援専門員の変更	有	ご希望がございましたらお申し出下さい。可能な限り対応させていただきます。
課題把握の方法	有	TAI 判定
研修の実施	有	年 1 回以上 研修を実施しています
契約後、居宅サービス計画の作成段階途中でご利用者様のご都合により解約した場合の解約料	有	前記 4 の (3) 参照

6 サービス内容に関する苦情

当事業所ご利用者様ご相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当 内海 巨史 電話 0494 - 24 - 5870

その他

当事業所以外に、以下の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

市町村名

担当 課 電話 0494-

埼玉県国民健康保険連合会 電話 048 - 824 - 2761 (代)

7 当法人の概要

名称・法人種別	医療法人全和会
代表者役職・氏名	理事長 内田 里華
本社所在地・電話番号	埼玉県秩父市寺尾 1404 電話 0494 - 24 5551
定款の目的に定めた事業	1 秩父中央病院 2 介護老人保健施設 ビッラ・ベッキア 3 その他これに付随する業務
営業所数	居宅介護支援() 1カ所 訪問介護() 1カ所 短期入所療養介護() 1カ所 通所リハビリテーション() 1カ所 在宅介護支援センター 2ヶ所 精神障害者社会復帰施設 1ヶ所 地域生活支援センター 1ヶ所 精神障害者通所授産施設 1ヶ所 精神障害者福祉ホームB型 1ヶ所 精神障害者グループホーム 3ヶ所

印のついている営業所は、介護保険法における介護予防事業も行っております(委託含)。

8 その他

平成 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者	住所	埼玉県秩父市寺尾 1404
	名称	秩父中央在宅介護支援センター
	説明者氏名	印

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者	住所	
	氏名	印
(代理人)	住所	
	氏名	印